



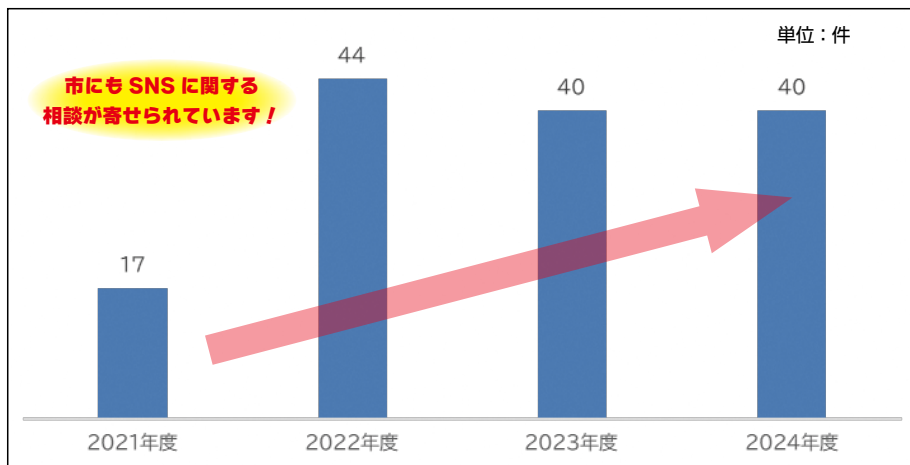
SNSのそのやりとり、本当に信用していいの？

連絡するとき、情報収集するとき、世界中の人と交流するとき・・・私たちの生活では、さまざまな場面でSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が活用されています。一方で、SNSをきっかけとしたさまざまな消費生活トラブルが、年代や世

代問わず急増しています。「使い慣れているから関係ない」という人も、「家族以外とは連絡をとらないから大丈夫だ」という人も、SNSの使い方を一緒に見直しましょう！

城陽市消費生活センターへのSNSに関する相談件数

全国的にもSNSに関する相談が増加している状況ですが、市消費生活センターにおいても直近2～3年で相談件数が増加傾向にあります。



SNSに関するどんな相談が増えているの？

全国のSNSに関する消費生活相談のうち、通信販売の「**定期購入**」に関する相談は40歳以上の相談が多く、特に健康食品や化粧品などの定期購入に関するトラブルが顕著です。さらに40歳以上では「SNSをきっかけとして、**著名人を名乗る、つながりがあるなどと勧誘される金融商品・サービス**」に関する相談についても増加しています。

また近年では、20歳代および30歳代を中心に「**簡単な作業を行う副業**」に関する相談が増加しており、きっかけのうち7割がSNSとなっています。

SNSに関する相談は年代によってさまざまで、誰にとっても無関係な問題ではなくなってきています。

参考：消費者庁「令和7年版消費者白書」p46-47

SNSトラブルの事例①

ニセモノ著名人が投資の勧誘！？



有名な経済評論家が主催する投資相談のSNS広告を見かけた。「100万円が1億円になった」との体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から投資に誘われた。

有名な評論家なら信用できると思い、100万円を振り込むと、利益を増やすためさらに100万円を追加するよう言われ、別の口座へ振り込んだ。その後も次々と勧められ総額1,500万円を振り込んだ。

運用状況を確認すると、6,000万円の利益が出ており、引き出そうとすると、手数料や税金として2,200万円を支払わないと出金できないと言われた。

SNSトラブルの事例②

「簡単な副業」の誘いに気をつけて！

検索サイトで副業を探していたところ、副業のランキングサイトを見つけた。「準備はスマホだけ」「1日10分の簡単作業」という第1位の仕事に興味を持ち、LINEの友だち登録をした。

メッセージが届き、「仕事の内容を知るには2万2,000円のマニュアルの購入が必要」と言われ、申し込んだ。さらに「仕事内容の詳細は電話で説明する」と言われたが、あとでインターネットで調べると怪しい事業者とわかった。

まだマニュアルは届いていないので、取り消しを申し出たら「30日以内にマニュアル代を払ってほしい」と言われた。



対策ポイント

- ✓ SNSで勧誘を受けたら、まずは疑ってみる！
→消費者を信用させるために著名人の名前や画像を無断で掲載しているものがあります。安易に信じないようにしましょう
- ✓ 振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない！
→通常の株やFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。指定された口座が個人名義の場合は詐欺です
- ✓ 安易に投資資金を振り込むことは控えましょう！
→相手と連絡が取れなくなると被害回復は困難です

対策ポイント

- ✓ 「簡単に稼げる」、「もうかる」ことを強調するSNS広告やランキングサイトをうのみにしない
→「短時間で稼げる」「放置したままで報酬」といった、気軽さ、メリットのみが強調された文言に気を付けましょう
- ✓ 作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ契約しない
→「すぐに元を取れる」「サポート費用は稼げば後から支払える」などと言われ高額なサポート契約を勧誘されるケースがみられます。事業者の説明をうのみにせず、作業内容や、利益が出る仕組みを自分で調べ、よくわからなければ契約しないようにしましょう

“SNS でよく見かける広告” を知ろう！

パソコンやスマートフォンでは、過去の検索情報や閲覧履歴をもとに、その人が興味を示しそうな広告を表示させることが可能です。その仕組みを利用する悪徳業者の広告サイトへ誘導させられ、消費生活トラブルに巻き込まれることがあります。

さらに最近はAIの普及で、簡単かつ大量に生成された広告コンテンツがSNS上で広がっており、広告に対するリテラシーが一層求められています。さまざまな広告の仕組みを知り、正しい選択ができる消費者になりましょう！

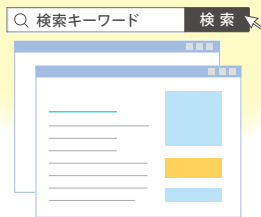
ターゲティング広告

ユーザーの属性や閲覧履歴を分析し、その人が興味を示しそうな広告を表示させる
例：SNS のおすすめ表示



リスティング広告

ユーザーが検索したワードに応じ、検索トップに表示させる広告
例：検索結果の上部や下部に示される広告リンク



ネイティブ広告

SNS 投稿やニュース記事の形式に応じて一体化した広告。自然に溶け込んでいるため広告への違和感が少ない

例：X (旧 Twitter) のプロモーション投稿、Instagram の「協賛」付き投稿



「ステルスマーケティング」は違法！

ステルスマーケティングとは、企業が、消費者に商品やサービスの宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。略して「ステマ」と呼びます。

報酬を得ながら、あたかも公平な評価であるかのように見せかけた口コミを掲載したり、一般消費者を装い、好意的な感想や推薦するコメントを SNS に投稿したりするなど、宣伝であることを意図的

に隠し、ユーザーの印象を操作しようとする行為です。「サクラ」や「やらせ」に近いです。

正当なマーケティング手法といえるものではなく、消費者を欺き、情報の信頼性を失わせる不公正な行為です。令和5年10月1日から景品表示法違反となりました。

SNS を使う上で気をつけたいチェックリスト

重要なポイントを学んでおきましょう！

□ SNS 上でやりとりする相手を簡単に信用しない

→有名人へのなりすましもあります。すぐに信用して個人情報を教えることや、安易な振り込みはやめましょう

□ SNS 上の広告をうのみにしない

→「簡単に、すぐに稼げる」と誘う文言や、極端な効果をうたう広告、大幅な値引き商品の宣伝などに惑わされないようにしましょう。ターゲティング広告などの仕組みを理解し、広告に振り回されず冷静に判断しましょう

□ 最終確認画面で取引内容や解約条件を確認する

→SNS 広告などを通じて、簡単に商品やサービスの購入画面まで進み、気が付けば定期購入になっていることも。最終確認画面の画像をスクリーンショットなどで保存し、契約条件を証拠として残しましょう

□ 困ったことがあれば相談する

→大きなトラブルになる前に、不安なことがあれば、一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう

消費生活通信講座のご案内

「くらしに生かす消費生活通信講座」

SNS のトラブルについてもっと知れる！
クイズに挑戦してみましょう！

【実施期間】

令和8年3月31日(火)まで

市民限定！



↑クイズはこちらから

11月28日(金)までに、最後まで問題を解いた人には粗品をプレゼント🎁

城陽市消費生活センターのご案内

城陽市役所本庁舎2階 商工観光課内

<窓口相談時間> 平日9:00 ~ 16:00

(12:00 ~ 13:00を除く)

☎0774(56)4052または

☎188(最寄りの消費生活センターにつながります)



↑消費生活センター
ホームページ

広報じょうようの毎月15日号には、くらしの中で遭いやすいトラブルなどを取り上げた「くらしの110番」を掲載しています。ぜひご覧ください。